

国保・高齢者医療だより

● 8月の年度更新について

国民健康保険及び後期高齢者医療保険の資格確認書は、7月31日に有効期限を迎えます。

【国民健康保険加入の方】

8月からご使用いただける資格確認書を、7月中に郵送いたします。8月以降に医療機関等を受診される場合は、新しい資格確認書を提示してください。

マイナ保険証（保険証の利用登録をしているマイナンバーカード）をお持ちの方は、8月以降も引き続きご利用いただけます。

新しい資格確認書の有効期限については、以下のとおりです。

お手元に届き次第、内容を確認してください。

—	70歳未満	70歳以上75歳未満	75歳以上
資格確認書	令和9年7月31日まで (年齢到達切替を除く)	令和9年7月31日まで (年齢到達切替を除く)	令和9年7月31日まで
資格情報のお知らせ	有効期限なし	令和9年7月31日まで (年齢到達切替を除く)	—

【後期高齢者医療保険加入の方】

後期高齢者医療保険制度に加入されている方には、マイナ保険証の有無にかかわらず、原則として被保険者全員に資格確認書を送付します。

ただし、以下のすべてに該当する方は「資格情報のお知らせ」を送付します。

- ・ 84歳以下で、マイナ保険証を持っている。
- ・ 過去1年間で6回以上使用している。
- ・ 概ね直近3カ月以内に利用している。

なお、通常通りマイナ保険証は使用いただけます。資格確認書及び資格情報のお知らせは、7月中にお送りいたします。

● 限度額適用・限度額認定申請について

病院に入院した場合や外来診療等で1つの医療機関等への支払いが高額になる場合、自己負担額や食事代が限度額まで減額される認定証を申請により交付しています。医療機関窓口で資格確認書と併せて提示してください。

なお、マイナ保険証をご利用されている方は、認定申請しなくても、医療機関窓口でマイナ保険証を提示するだけで窓口での支払いが限度額まで減額されます。

また、後期高齢者医療に加入されている方のうち、限度額区分の併記が必要な場合は、お手数ですが再度認定申請をお願い致します。

● 納税・納入通知書について

7月中旬に「国民健康保険税納税通知書」「後期高齢者医療保険料決定通知書・納入通知書」を郵送します。納め忘れないようお願いします。

なお、令和8年度の税率等は下表のとおりです。

また、世帯の所得状況によって保険税及び保険料の軽減制度があります。軽減の適用を受けるためには、所得申告が必要です。詳細については、町ホームページも併せてご覧ください。

納付には口座振替が
便利です！
QR納付もできます！



区分	国民健康保険税				後期高齢者医療保険料	
	医療分	後期高齢者支援分	介護分	子ども分	医療分	子ども分
所得割	7.00%	2.40%	1.80%	0.29%	9.40%	0.25%
平等割額	22,000円	—	—	—	—	—
均等割額	22,000円	10,000円	14,000円	1,800円	51,000円	1,310円
賦課限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円	850,000円	21,000円

● 問合せ 町民課国保年金係 ☎ 2113 町民課税務係 ☎ 2112